監査結果公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定により執行した監査(行政監査)について、その結果を次のとおり公表します。

平成30年4月6日

奈良県監査委員 江 南 政 治

高 斎藤信一郎

同 粒 谷 友 示

同 田中惟允

平成29監査年度

行政監查結果報告書

平成30年3月

奈良県監査委員

目 次

第	1	監査の概要		
	1	監査のテーマ		1
	2	監査の目的		1
	3	監査の主な着眼点		1
	4	監査対象		2
	(1)	監査対象年度		2
	(2)	監査の対象とした補助事業等		2
	5	監査の実施時期		2
	6	監査の実施方法		2
第	2	監査の結果及び意見		
	1	補助金等の交付申請		3
	(1) 交付申請に添付する書類		3
	(2			4
	2	補助金等の交付決定		6
	(1)補助金等の交付決定日		6
	(2) 交付決定通知における交付決定条件の記載		9
	3	補助事業等の変更	1	0
	(1)変更の承認申請に添付する書類	1	0
	(2) 軽微な変更に係る規定	1	2
	(3)変更承認	1	4
	(4)補助金等の変更の交付決定日	1	6
	4	補助事業等の遂行状況の確認	1	8
	(1)遂行状況の報告に係る要綱等の定めの有無	1	8
	(2		1	9
	5		2	0
	(1) 実績報告書に添付する書類		
) 支出証拠書類の確認		
	(3) 現地調査における実績の確認		
	•) 現地調査の記録		
	(5)実績報告書の審査の際のチェックリスト等の作成状況		
	6	額の確定		
	•) 額の確定に係る通知等		
	(2) 額の確定に要した期間	2	8

	7	県の担当課(室)が補助事業者等である実行委員会等の事	務局を
	· 第	使ねている場合の審査体制等	
	8	実行委員会等に係る補助金等の精算	3 C
	9	補助事業等の目標等	3 4
	(1)補助事業等の目標	3 4
	(2	2)補助事業等の目標の達成等	3 5
	(3	3) 効果測定指標の設定及び効果検証の実施の状況	3 6
1	O	補助金等により補助事業者等が取得した財産等の取扱い	3 8

別表 監査の対象とした補助事業等

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

県単独補助金等に係る事務手続について

2 監査の目的

県単独補助金等は、奈良県(以下「県」という。)が独自に行政上の目的をもって交付する現金給付であるが、その事務処理に当たっては、公正で効率的に行われることが重要である。補助金又は負担金(以下「補助金等」という。)は交付を受けた相手方が利益を受けるものであること、交付された金銭について使途が特定されるものであることから、県は補助金等に関する基本的な事項について、奈良県補助金等交付規則(平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。)を制定するとともに、事業を所管する課(室)において、補助事業ごとに交付要綱を定めることなどにより適正な事務の実施を図っている。

他方、実績報告の確認が十分に行われていないなどの事案がこれまでの定期監査において散見されることから、補助金等の交付の対象となる事務又は事業(以下「補助事業等」という。)を所管する課(室)における事務について、全庁的に調査し、課題や改善点がないかを確認するために監査を行った。

3 監査の主な着眼点

補助事業等の実施に当たっては、補助金等が税金やその他の財源で賄われていることに留意し、交付要綱や補助金等の交付目的等に従って誠実に実施されることが必要である。

また、補助事業等を行う者(以下「補助事業者等」という。)は、補助 金等の交付決定の内容やこれに付された条件に従って、善良な管理者の 注意をもって補助事業等を実施することが必要である。

このため、規則には、交付の申請(第3条)、交付の決定(第4条)、 交付の条件(第5条)、決定の通知(第6条)、補助事業等の遂行状況の 報告(第10条)、実績報告(第12条)、額の確定(第13条)、返還(第 16条)等補助金等の執行に関して共通する事項が定められている。

そこで、規則及び補助事業ごとに所管する課(室)が定める交付要綱に従って、各課(室)が適正に事務を実施しているかについて、主として次の着眼点により監査を行った。

- (1)補助金等の交付申請、変更交付申請及び事業実績報告にどのような書類の添付を求めているか。また、添付を求めている書類は交付要綱に定められているか。
- (2) 補助金等の交付決定及び変更交付決定に係る審査、交付決定通知の 発出等の事務は、適正に行われているか。
- (3) 事業実績報告の審査及び補助金等の額の確定は、適正に行われているか。
- (4) 県が補助事業者等である実行委員会等の事務局を兼ねている場合、 補助金等の審査を行うための体制が整っているか。また、補助金等の 精算は適切に行われているか。
- (5) 補助事業等の目標は定められているか。また、効率性及び有効性の 観点から補助事業等の効果検証は行われているか。

4 監查対象

- (1) 監査対象年度 平成28年度
- (2) 監査の対象とした補助事業等

県が一般財源、基金繰入金又は国からの交付金を財源として独自に 行政上の目的をもって交付する県単独補助金等で、補助金等の交付額 が500万円を超える補助事業等のうち、次の点を考慮して、36件 の補助事業等を監査の対象とした。(別表参照)

- ① 全庁的に広く監査する趣旨から、原則として、各課(室)から最も補助金等の額が大きい補助事業等を1つ選定した。
- ② 人件費のみを目的とした補助事業等又は施設整備のみを目的とした補助事業等については、監査の着眼点(5)の効果測定が難しいことから監査対象外とした。
- ③ 個人を対象とした補助事業等で、1人当たりの交付額が少額な補助事業等については監査対象外とした。

5 監査の実施時期

平成29年5月から平成30年3月までの間に監査を行った。

6 監査の実施方法

監査の対象とした補助事業等を所管している課(室)から監査調書及 び関係資料の提出を受けるとともに、必要に応じて聞き取り調査を行った。

第2 監査の結果及び意見

1 補助金等の交付申請

(1) 交付申請に添付する書類

補助金等の交付申請に当たり、規則では、第3条第2項第1号から 第3号までに規定されている事業計画書、収支予算書等以外に、同項 第4号では「その他知事が必要と認める事項」についての書類を添付 しなければならないと規定されている。

そこで、県が同項第4号の規定に基づき交付申請書に添付を求めている書類はどのようなものか、それらの書類を要綱等に規定しているか調査したところ、表1-1-1及び表1-1-2のとおり、28件の補助事業等では要綱等に規定している書類のみを提出させていた一方で、8件の補助事業等では定款、組織規程、資金計画書等、要綱等に具体的に規定していない書類を提出させていた。

交付申請に当たって、申請者が必要な書類が何かを予め知ることができるよう、県が提出を求める書類を要綱等に規定して明示しておくことが望ましい。

(表1-1-1) 交付申請に当たり提出させていた書類に係る要綱等の規定 の状況

態様	事業数
要綱等に規定している書類のみを提出させていた補助事業等	2 8
要綱等に規定していない書類を提出させていた補助事業等	8
合 計	3 6

(表1-1-2) 交付申請に当たり提出させていた書類の種類及びこれに係る要綱等の規定の状況

提出させていた書類の種類	件数	左のうち、要綱等に規 定されていないもの
財務規程又は会計規程	1	1
理事会等の資料	1	1
定款又は規約	8	4
組織規程、組織図、役員名簿、職員名簿	7	5
資金計画書	4	2
その他	5 0	3
法人登記簿の謄本 納税証明書 上記以外	2 3 4 5	0 0 3

(複数回答あり)

(2)補助事業者等の執行能力等の確認

補助事業等の実施については、申請主義が前提であり、補助事業等の目的が達成されるには補助事業者等の執行の能力及び体制によるところが大きい。

そこで、県が補助事業者等を決定する際に、補助事業者等が補助事業等を執行する能力や体制を整えているかを確認しているか、調査した。

表1-2のとおり、県が補助事業者等を決定する際に、28件の補助事業等では補助事業者等が補助事業等を執行する能力や体制を整えているか確認をしていた一方で、8件の補助事業等では、補助事業者等が補助事業等を執行する能力や体制を整えているか確認をしていなかった(注1)。8件の補助事業等では、上記のような確認をしていなかった理由として、交付先が要綱で定まっていること、補助事業者等が県市町村等から構成されていることなどを挙げていた。

補助事業等を確実に遂行させるためには、県が、補助事業者等において資金調達、管理能力、人員等が確保されているかを確認することが基本である。また、例外的に、補助事業者等の執行能力等を確認する必要がないと判断した場合は、判断した理由を明確にするために、交付決定を行うこととした決裁文書等にその理由を明記すべきである。

(注1)補助事業者等を決定する際に補助事業者等が補助事業等を執行する能力や体制を整えているかどうか確認をしていなかった8件の補助事業等

奈良県消防防災へリコプター運航連絡協議会事業負担金、公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター補助金、宿泊観光客の増加に向けた冬季誘客イベント展開事業(奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会負担金)、奈良県福祉医療制度推進費補助金、健康づくり推進費補助金、中期目標達成促進補助金、奈良フードフェスティバル開催事業、農業人材活用事業補助金

(表1-2) 補助事業者等の執行能力等の確認の状況及びその確認方法

		態様	事業数		
袝	補助事業者等の執行能力等の確認をしていた補助事業等				
	TITLE	音面及びヒアリング又はプレゼンテーションで確認	1 6		
	曹	計面のみで確認	1 0		
	ヒアリング又はプレゼンテーションで確認				
等	補助事業者等の執行能力等の確認をしていなかった補助事業 等				
	理	補助金等の交付先が要綱で定まっているため	4		
	田	その他	4		
		合 計	3 6		

2 補助金等の交付決定

(1)補助金等の交付決定日

規則第4条では、補助金等の交付申請があった場合、書類等の審査 等により、補助金等を交付すべきと認めたときは、速やかに交付の決 定をするものと規定している。

補助金等の交付決定は、補助金等の交付申請者に対して、補助事業等を遂行した場合に一定金額の補助金等を県が交付する旨の意思表示である。交付決定により、県は補助金等を交付すべき義務を負い、交付申請者は補助金等の交付を受けるべき権利を取得することとなる。

実際の交付決定が書面上の交付決定の日付より後に行われた場合、 書面上の交付決定の日付は客観的事実に基づいていないこととなる。

そこで、補助金等の支出負担行為決議書の整理時期は指令(交付決定)のときとされていることから、支出負担行為決議書の実際の入力日に実際の交付決定が行われたものとみなして、実際の交付決定が行われたとみなした日(以下「交付決定日」という。)が書面上の交付決定の日付からどれくらい期間が経過した後の日となっているかを調査した。

表 2-1-1 のとおり、7件の補助事業等では交付決定日が書面上の交付決定の日付と同じ日又はそれより前の日となっていた。

一方で、29件の補助事業等では交付決定日が書面上の交付決定の 日付より後の日となっていて、これらの29件の補助事業等の書面上 の交付決定の日付は客観的事実に基づいたものとなっておらず、適正 とは認められない。

これらの29件の補助事業等のうち、表2-1-2のとおり交付決定日が、書面上の交付決定の日付から6か月以上の期間が経過した後の日となっていた補助事業等が2件、表2-1-3のとおり、3か月以上6か月未満の期間が経過した後の日となっていた補助事業等が3件となっていた。

補助事業等は、補助金等の交付決定が行われてはじめて対象事業が確定するものであることから、県は交付決定を適時適切に行う必要があり、また、交付決定の遅延は、補助事業等の遅延となり、ひいては、補助金等の目的が十分に達せられない結果につながるおそれのあることにも十分に留意して、計画的な事務処理、適切な進捗管理に努めるべきである。

(表2-1-1) 交付決定日と書面上の交付決定日

態様	事業数	
交付決定日が書面上の交付決定の日付と同じ日又はそれより 前の日となっていた補助事業等		
交付決定日が書面上の交付決定の日付より後の日となってい た補助事業等		
6か月以上の期間が経過した後の日となっていた補助事業等		
3か月以上6か月未満の期間が経過した後の日となっていた 補助事業等		
1か月以上3か月未満の期間が経過した後の日となっていた補助事業等		
1か月未満の日(交付決定日を除く)となっていた補助事業 等	1 2	
合 計	3 6	

(注)支出負担行為決議書の実際の入力日を交付決定日とみなして、書面上 の交付決定の日付と比較した。

(表 2 - 1 - 2) 交付決定日が書面上の交付決定の日付から6か月以上の期間が経過していた日となっていた補助事業等及びその理由

LINE LANGE II.	Lade Laddett to Latte Date A
補助事業等の名称	自殺対策強化事業補助金
書面上の交付決定の日付	平成28年4月1日
交付決定日(支出負担行為 決議書の実際の入力日)	平成29年3月27日
6か月以上の期間が経過し た理由	国の交付決定が遅れ(平成28年11月)、 申請者等との申請手続きの作業に時間を要し たため。

補助事業等の名称	文化財保存事業費補助金
書面上の交付決定の日付	平成28年6月1日
交付決定日(支出負担行為 決議書の実際の入力日)	平成29年3月1日
6か月以上の期間が経過し た理由	担当者が事務処理を失念していたため。

(表2-1-3) 交付決定日が書面上の交付決定の日付から3か月以上6か 月未満の期間が経過した後の日となっていた補助事業等及び その理由

補助事業等の名称	近鉄と連携した奥大和の魅力発信事業負担金
書面上の交付決定の日付	平成28年4月1日
交付決定日 (支出負担行為 決議書の実際の入力日)	平成28年7月25日
3か月以上の期間が経過した理由	近鉄との連携に関する覚書の締結、負担金の 交付要網の事務手続及び関係課との調整等に 時間を要したため。

補助事業等の名称	ムジークフェストなら実行委員会負担金
書面上の交付決定の日付	平成28年4月1日
交付決定日(支出負担行為 決議書の実際の入力日)	平成28年7月1日
3か月以上の期間が経過した理由	補助事業等の担当課が補助事業者等である実 行委員会の事務局を兼ねているため、執行計 画を精査する期間と事業の準備期間が重な り、申請書等の提出が遅延したため。

補助事業等の名称	糖尿病学講座運営費補助金
書面上の交付決定の日付	平成28年4月1日
交付決定日(支出負担行為 決議書の実際の入力日)	平成28年9月9日
3か月以上の期間が経過した理由	財源となる国からの内示(8月10日)が予 定額より少なく、基金配分額の調整について、 関係課との協議に時間を要したため。

交付決定日が書面上の交付決定の日付から6か月以上の期間が経過した後の日となっていた補助事業等の事例を示すと、次のとおりである。

【事例1】

文化財保存事業費補助金は、県指定文化財の保存・活用を図るため、文 化財の所有者等が行う保存修理等に対して補助するものである。

平成28年5月25日に補助事業者等から補助金等の交付申請があったが、文化財保存課は、担当者が交付決定に係る事務処理を失念し、交付申請日から9か月以上経過した平成29年3月1日に、支出負担行為決議書を入力して作成し、交付決定を平成28年6月1日付けとして、その通知を補助事業者等に発出していた。

(2) 交付決定通知書における交付決定条件の記載

規則第5条第1項では、県が補助金等の交付の決定をする場合に、 補助事業者等が補助事業等の内容又は経費の配分の変更をしようとす る場合には知事の承認(以下「変更承認」という。)を受けるべきこと などの条件(以下「必要的補助条件」という。)を付する旨を規定して いる。

補助事業等は、交付決定の内容に従って遂行されるべきものであり、 補助事業者等の任意の判断でその内容又は経費の配分を変更すること 等を制限するために、県が必要的補助条件を付すこととしたものであ る。

そこで、補助金等の必要的補助条件を交付決定通知書に記載しているか調査したところ、表2-2のとおり、34件の補助事業等では必要的補助条件を記載していた一方で、2件の補助事業等では必要的補助条件を記載していなかった(注2)。

規則に従って、必要的補助条件を交付決定通知書に記載すべきである。

(注2) 必要的補助条件を交付決定通知書に記載していなかった2件の 補助事業等

宿泊観光客の増加に向けた冬季誘客イベント展開事業(奈良県冬 季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会負担金)、平城宮跡に ぎわいづくり実行委員会負担金

(表2-2) 交付決定通知書の必要的補助条件の記載の状況

態様	事業数	
必要的補助条件を交付決定通知書に記載していた補助事業等	3 4	
必要的補助条件を交付決定通知書に記載していなかった補助 事業等		
合 計	3 6	

必要的補助条件を交付決定通知書に記載していなかった補助事業等の事例を示すと、次のとおりである。

【事例2】

宿泊観光客の増加に向けた冬季誘客イベント展開事業は、奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会が実施する誘客イベント「大立山まつり」に要する経費に対して負担金を支出するものである。

ならの観光力向上課は、同委員会の事務局を務めているため、交付決定後の事業の中止、廃止又は期間内に事業が完了しないことを想定していないなどの理由により、規則第5条第1項に基づいて記載すべき必要的補助条件を交付決定通知に記載していなかった。

3 補助事業等の変更

(1)変更の承認申請に添付する書類

前記のとおり、交付決定をする場合に付する必要的補助条件として、 規則第5条第1項第1号では、補助事業者等が補助事業等の内容又は 補助事業等に要する経費の配分の変更をしようとする場合には、変更 承認を受けるべき旨が規定されている。

そこで、県が変更の承認申請書に添付を求めている書類はどのようなものか、それらの書類を要綱等に規定しているか調査したところ、表3-1-1及び表3-1-2のとおり、25件の補助事業等では要綱等に規定している書類のみを提出させていた一方で、11件の補助事業等では要綱等に規定していない事業計画書、収支計画書等の書類を提出させていた。

変更の承認申請に必要な書類が何かを補助事業者等が予め知ることができるよう、県が提出を求める書類を要綱等に規定して明示しておくことが望ましい。

(表 3-1-1) 変更の承認に当たり提出させていた書類に係る要綱等の規定の状況

態 様	事業数
要綱等に規定している書類のみを提出させていた補助事業等	2 5
要綱等に規定していない書類を提出させていた補助事業等	1 1
合 計	3 6

(表 3 - 1 - 2)変更の承認申請に当たり提出させていた書類の種類及びこれに係る要綱等の規定の状況

提出させていた添付書類の種類	件数	左のうち、要綱等に規 定されていないもの
事業計画書	2 9	8
収支予算書	2 5	5
理事会等の資料	1	1
資金計画書	4	3
その他	2 0	8
収支計画書 人件費調書 出資金一覧表 上記以外	1 1 1 1 7	1 0 1 6

(複数回答あり)

(2) 軽微な変更に係る規定

交付決定を受けた補助事業者等は、補助事業等の内容、経費の配分 等交付決定の内容に従って遂行する義務を負うこととなる。

そして、前記のとおり、交付決定後に事業内容等の変更をしようとする場合には、規則第5条第1項第1号の規定により変更承認を受けるべきこととされているが、知事の定める「軽微な変更」に該当する場合には変更承認が不要とされている。

そこで、「軽微な変更」について要綱等に規定しているか調査したところ、表3-2のとおり、24件の補助事業等では「軽微な変更」について要綱等に規定していた一方で、12件の補助事業等では「軽微な変更」について要綱等に規定していなかっていた。

上記12件の補助事業等における変更承認の取扱いをみると、県が、①軽微かどうかにかかわらず、申請に基づき全て変更承認を行っていた補助事業等が4件、②変更に該当する実績がなかった補助事業等が3件となっていて、これらの補助事業等については変更承認の取扱いとして特に問題はないと認められた。一方、③「軽微な変更」に該当するかどうか県が個別に判断し、変更承認の要否を決めていた補助事業等が3件、④要綱では「補助事業に要する経費の配分の著しい変更」が生じる場合に、変更承認を要することとしているものの、「著しい変更」について具体的に定めておらず、当初計画の30%を超える場合に、県が変更承認を行っていた補助事業等が1件、⑤補助金等の額の変更を伴う事業計画の変更について変更承認を要することとしていた補助事業等が1件となっていた(注3)。

「軽微な変更」を要綱等に定めていない場合、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分を変更する必要が生じたときには全て変更承認を要することとなる。他方、軽微な変更の場合まで変更承認を要することとするのは補助金等の事務が煩雑になるため、業務の効率的な実施の面から、補助事業等の内容等に応じて、「軽微な変更」の範囲等を十分に検討した上で定めて、要綱等に規定しておくことが望ましい。

(注3)軽微な変更承認の取扱いに問題があると認められた5件の補助事業等

奈良県大芸術祭実行委員会負担金、宿泊観光客の増加に向けた冬季 誘客イベント展開事業(奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」 実行委員会負担金)、自殺対策強化事業補助金、地域産業振興セン ター補助事業、平城宮跡にぎわいづくり実行委員会負担金

(表3-2) 軽微な変更に係る要綱等の規定及び運用の状況

態様	事業数
軽微な変更について要綱等に規定していた補助事業等	2 4
軽微な変更について要綱等に規定していなかった補助事業等	1 2
①軽微かどうかにかかわらず、申請に基づき県が全て変更 の承認をしていた補助事業等	4
②変更に該当する実績がなかった補助事業等	3
③「軽微な変更」に該当するかどうか県が個別に判断し、 変更承認の要否を決めていた補助事業等	3
④要綱では「補助事業に要する経費の配分の著しい変更」が生じる場合に、変更承認を要することとしているものの、「著しい変更」について具体的に定めておらず、当初計画の30%を超える場合に、県が変更承認をしていた補助事業等	1
⑤補助金等の額の変更を伴う事業計画の変更について変更 承認を要することとしていた補助事業等	1
合 計	3 6

(3)変更承認

前記のとおり、補助事業者等は、交付決定の内容に従って補助事業等を遂行する義務があり、事業内容等の変更をしようとする場合においては、変更承認を受けるべきこととされている。

そこで、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)について、補助事業者等からの変更承認の申請に基づき、県が適時に変更承認をしているか調査したところ、表3-3のとおり、事業内容等の変更がなかった15件を除く21件の補助事業等のうち、11件の補助事業等では、県が適時に変更承認をしていた一方で、10件の補助事業等では、県が変更承認をする前に補助事業者等が変更後の内容で補助事業等を実施していた(注4)。

そして、上記のように事後的な承認となった理由として、6件の補助事業等では補助対象経費の確定に時間を要したことにより補助事業者等から変更承認の申請が遅かったこと、1件の補助事業等では補助事業者等が認識誤りにより対象外経費を計上していたため交付額の変更が必要となったことを挙げるなどしていた。

しかし、補助事業者等は、交付決定の内容に従って補助事業等を遂行する義務があるので、本来、軽微な変更を除き変更承認の前に変更後の内容で補助事業等を行うことはできない。また、補助事業者等から適時に変更承認の申請がされないことは、補助事業等の遂行を監督する立場にある県にとって適時に指導監督を行う機会を失うことにつながりかねない。

したがって、事後的な承認にならないようにするためには、補助事業者等に対して適時適切に変更承認の申請を行うよう補助事業者等に 周知徹底するなどして、適正な事務の実施に努めるべきである。

(注4) 事後的な承認になっていた10件の補助事業等

ムジークフェストなら実行委員会負担金、奈良県大芸術祭実行委員会負担金、公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター補助金、うまし奈良めぐり実行委員会事業負担金(奈良うまし冬めぐり推進事業)、交通事業者連携事業実行委員会負担金、介護人材確保対策推進補助事業、看護師等養成所運営費補助事業、中期目標達成促進補助金、公益財団法人奈良県食肉公社運営事業、文化財保存事業費補助金

(表3-3)変更承認の状況

態様		事業数	
寸	平成28年度に事業内容等の変更がなかった補助事業等		1 5
	適時に変更承認をしていて事後的な承認となっていなかった 補助事業等		1 1
適時に変更承認をしておらず事後的な承認になっていた補助 事業等(県が変更承認をする前に補助事業者等が変更後の内容 で事業を実施していた補助事業等)		1 0	
	補助対象経費の確定に時間を要したことにより補助事業 者等からの変更承認の申請が遅かったため		
	垤	補助事業者等が認識誤りにより対象外経費を計上していたため交付額の変更が必要となったため	1
	由	担当者が事務処理を失念していたため	1
		事前に変更内容の相談を受け、軽微な変更であること等から年度末にまとめて変更承認をしていたため	1
		効果的な事業執行の結果生じた事業費の減少について、 事前に変更承認申請があったが、提出書類の訂正等によ り時間を要したため	1
合 計		3 6	

(4) 補助金等の変更の交付決定日

補助金等の変更の支出負担行為決議書の整理時期は指令(変更の交付決定)のときとされていることから、変更の支出負担行為決議書の実際の入力日に実際の変更の交付決定が行われたものとみなして、実際の変更の交付決定が行われたとみなした日(以下「変更の交付決定日」という。)が書面上の変更の交付決定の日付からどれくらいの期間が経過した後に行われているか調査した。

調査した結果、変更の交付決定が行われた 9件の補助事業等のうち、表 3-4-1 のとおり、 2件の補助事業等では、変更の交付決定日が書面上の変更の交付決定の日付と同じ日となっていた一方で、 7件の補助事業等では、変更の交付決定日が書面上の交付決定の日付より後の日となっていて、これらの 7件の補助事業等の書面上の変更の交付決定通知日は客観的事実に基づいたものとなっておらず、適正とは認められない。これら 7件の補助事業等のうち、表 3-4-2 のとおり、 6 か月以上経過した後の日となっていた補助事業等が 1件となっていた。

補助事業等の内容等の変更は、変更の交付決定が行われた後に実施が可能となることから、県は変更の交付決定を適時適切に行う必要があり、また、変更の交付決定の遅延は、補助事業等の遅延となり、ひいては、補助金等の目的が充分に達せられない結果につながるおそれのあることを十分に留意して、計画的な事務処理、適切な進捗管理に努めるべきである。

(表3-4-1)変更交付決定日と書面上の変更の交付決定日

態様	事業数
変更の交付決定日が書面上の変更の交付決定の日付と同じ日 なっていた補助事業等	2
変更の交付決定日が、書面上の変更の交付決定の日付より後 日となっていた補助事業等	7
6か月以上の期間が経過した後の日となっていた補助事業 等	1
1か月以上3か月未満の期間が経過した後の日となってい た補助事業等	3
1か月未満の日(交付決定日を除く)となっていた補助事 業等	3
合 計	9

(注)変更の支出負担行為決議書の実際の入力日を変更の交付決定日とみな して、書面上の変更の交付決定の日付と比較した。

(表3-4-2)変更交付決定日が書面上の交付決定の日付から6か月以上 経過した後の日となっていた補助事業等及びその理由

補助事業等の名称	文化財保存事業費補助金
書面上の変更の交付決定の日付	平成28年9月1日
変更の交付決定日(変更の支出負担行為決議書の実際の入力日)	平成29年3月9日
	担当者が事務処理を失念していたため。

4 補助事業等の遂行状況の確認

(1)遂行状況の報告に係る要綱等の定めの有無

規則第10条では、知事の定めるところにより、補助事業等の遂行 状況に関し、知事に報告しなければならないと規定されている。これ は、県が、補助事業等の実施過程で補助事業者等が交付決定の内容に 従って適切に事業を実施しているかを把握し確認できるように、補助 事業者等に対して補助事業等の実施状況について報告義務を課してい るものである。

そこで、同条に規定している補助事業等の遂行状況の報告について、 要綱等に規定しているか調査したところ、表4-1のとおり、16件の補助事業等では要綱等に規定していた一方で、20件の補助事業等では要綱等に規定していなかった。

同条の趣旨に鑑みて、補助事業等の遂行状況の報告の内容、時期等を 要綱等に規定しておくことが望ましい。

(表4-1) 遂行状況の報告に係る要綱等の規定の状況

態様	事業数
要綱等に規定していた補助事業等	1 6
要綱等に規定していなかった補助事業等	
合 計	3 6

遂行状況の報告について要綱等に規定している補助事業等の参考事例を 示すと、次のとおりである。

【参考事例1】

奈良県緑の産業再生プロジェクト事業(木材産業)は、地域の間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地場産業の再生を図ることを目的としている。

同事業の要綱では、補助事業者等は補助金の交付決定のあった年度の10月末日及び1月末日における遂行状況をそれぞれの翌月の10日までに 県に報告することを規定していた。

(2)遂行状況の確認等の状況

前記のとおり、規則第10条では、知事の定めるところにより、補助事業者等に対して補助事業等の遂行状況について、報告義務を課している。

そこで、交付決定日から実績報告書の提出日までに、県は、補助事業者等から補助事業等の遂行状況に関し報告を受けているか、補助事業者等から補助事業等の遂行状況の報告を受けていない場合に補助事業等の遂行状況をどのように確認しているか調査したところ、表4-2のとおり、20件の補助事業等では遂行状況の報告を受けていた一方で、16件の補助事業等では遂行状況の報告を受けていなかった。

遂行状況の報告を受けていなかった16件の補助事業等のうち、13件の補助事業等では、イベント会場を訪れたり、補助事業者等の会議に出席したりするなど遂行状況の報告とは別の方法により遂行状況を確認していた。一方で、3件の補助事業等では、遂行状況の把握をしておらず、その理由として、補助金を支出するかどうか補助事業等の結果で判断できること、交付の決定通知書に補助事業等の中止又は廃止をしようとするときに知事の承認を受けることなどを記載して通知しているため状況の把握は可能であることを挙げていた。

(表4-2) 遂行状況の確認の状況

態様	事業数
補助事業等の遂行状況の報告を受けていた補助事業等	2 0
補助事業等の遂行状況の報告を受けていなかった補助事業等	1 6
別の方法により遂行状況の確認をしていた補助事業等	1 3
遂行状況の確認をしていなかった補助事業等	3
合 計	3 6

5 補助事業等の実績報告

(1) 実績報告書に添付する書類

補助金等の実績報告に当たり、規則第12条第1項では、実績報告書に「知事が別に定める書類」を添えて知事に報告をしなければならないと規定されている。

そこで、県が同項の規定に基づき実績報告書に添付を求めている書類はどのようなものか、それらの書類を要綱等に規定しているか調査したところ、表5-1-1及び表5-1-2のとおり、17件の補助事業等では要綱等に規定している書類のみを提出させていた一方で、19件の補助事業等では事業の成果物(印刷物・写真等)、契約関係書類、請求書等、要綱等に具体的に規定していない書類を提出させていた。

実績報告書の提出に当たって、補助事業者等が必要な書類が何かを 予め知ることができるよう、県が提出を求める書類を要綱等に規定し て明示しておくことが望ましい。

(表 5-1-1) 実績報告に当たり提出させていた書類に係る要綱等の規定 の状況

態様	事業数
要綱等に規定がある書類のみを提出させていた補助事業等	1 7
要綱等に規定がない書類を提出させていた補助事業等	1 9
合 計	3 6

(表 5-1-2) 実績報告に当たり提出させていた書類の種類及びこれに係る要綱等の規定の状況

		<u>, </u>
提出させていた添付書類の種類	件数	左のうち、要綱等に規 定されていないもの
事業報告書	3 6	0
収支決算書	3 0	0
事業の成果物 (印刷物・写真等)	2 0	1 3
契約関係書類	1 1	6
請求書(補助金等により支払を行ったもの)	1 0	7
領収書・レシート	8	5
納品書	9	5
金融機関への振込書	6	5
完了検査報告書、写真等	6	2
財産管理台帳	5	2
会計帳簿	4	2
定款又は規約	3	3
決算書・会計報告	4	4
監査資料	1	1
理事会等の資料	3	3
その他	2 9	2
収支確定書 自動車車検証 講習会開催一覧表 上記以外	1 1 1 2 6	1 1 0 0

(複数回答あり)

(2) 支出証拠書類の確認

補助事業等の完了により、県は補助金等の交付する債務を履行すべきこととなるため、実績報告書の記載のとおり補助事業等の成果が実際に交付決定の内容に適合しているか調査確認する必要がある。

補助事業等の実績報告を受けた場合、規則第13条では、実績報告 書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業 等の成果が補助金等の交付の決定の内容等に適合するかどうか調査し、 適合すると認めたときは、交付すべき額を確定すると規定されている。

そこで、県は実績報告書の審査の際に補助対象経費に係る契約書、 請求書、領収書、金融機関の振込書等の支出証拠書類を確認している か調査したところ、表5-2-1及び表5-2-2のとおり、13件 の補助事業等では実績報告書の添付書類として支出証拠書類を提出さ せて確認していた一方で、23件の補助事業等では実績報告書の添付 書類として支出証拠書類を提出させていなかった。

そして、これらの23件の補助事業等のうち、15件の補助事業等では現地調査等により支出証拠書類を確認していたものの、8件の補助事業等では支出証拠書類を確認していなかった(注5)。

また、これらの8件の補助事業等のうち、7件の補助事業等では、全ての補助事業者等に現地調査を行っておらず、その理由として、表 5-2-3 のとおり、時期的に実施日程の確保が困難であることなどを挙げていた。

実績報告書を適切に審査するためには、補助事業者等に支出証拠書類を提出させて確認するか、現地調査により支出証拠書類を確認をすることが必要である。

(注5) 実績報告書の審査の際に支出証拠書類を確認してなかった8件 の補助事業等

近鉄と連携した奥大和の魅力発信事業負担金、公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター補助金、奈良県私学退職金資金社団補助金、看護師等養成所運営費補助事業、中期目標達成促進補助金、自殺対策強化事業補助金、公益財団法人奈良県人権センター運営費補助金、奈良フードフェスティバル開催事業

(表5-2-1) 実績報告書の添付書類としての支出証拠書類の取扱い及び その確認の状況

態様	事業数
実績報告書の添付書類として支出証拠書類を提出させて、確認していた補助事業等	1 3
実績報告書の添付書類として支出証拠書類を提出させていな かった補助事業等	2 3
合 計	3 6

(表5-2-2) 支出証拠書類を実績報告書に添付させていなかった23件 における支出証拠書類の確認の状況

	態様	事業数
玛	見地調査等により支出証拠書類を確認していた補助事業等	1 5
	現地調査により支出証拠書類を確認していた補助事業等	9
	担当課が実行委員会等(権利能力なき社団)の事務局を兼ね ており、事務局が保管している支出証拠書類を確認していた 補助事業等	6
支出証拠書類を確認していなかった補助事業等		8
	現地調査を行ったものの支出証拠書類を確認していなかった 補助事業等	1
	現地調査を行っていなかった補助事業等	7
	合 計	2 3

(表 5-2-3)支出証拠書類を提出させておらず、現地調査も行っていなか った7件の補助事業等における調査を行っていなかった理由

現地調査を行っていなかった理由	事業数
時期的に実施日程の確保が困難であるため	4
補助事業者等が多いため	1
その他	3

- ・実績報告書等に基づき、電話等で確認を行っているため ・根拠書類が膨大な量であり、確認が困難であるため。また、決算資 料等により確認ができるため ・補助事業者等における監事等の監査の際に、監事等が支出証拠書類
- を確認しているため

(複数回答あり)

(3) 現地調査における実績の確認

前記のとおり、規則第13条では、補助事業等の実績報告を受けた場合、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容等に適合するかどうか調査するために、必要に応じて現地調査を行うことが規定されている。

そこで、県は実績報告書の審査の際に現地調査を行っているか、また、現地調査でどのように実績を確認しているか調査したところ、表5-3-1のとおり、22件の補助事業等では現地調査を行っていた一方、14件の補助事業等では現地調査を行っていなかった。

現地調査を行っていた22件の補助事業等では、表5-3-2のと おり、ほとんどの事業で、現地調査において、補助事業者等の担当者 へのヒアリング、支出関係書類等の確認等を行っていた。

また、現地調査を行っていた22件の補助事業等のうち、3件の補助事業等では一部の補助事業者等にのみ現地調査を行っており、その理由として、補助事業者等が多いことや時期的に実施日程の確保が困難なこと等を挙げていたが、実績報告書の添付書類として支出証拠書類等を提出させており、これらの書類により事業内容の確認ができるとしていた。

なお、現地調査を実施していなかった 14 件の補助事業等のうち、7件の補助事業等では実績報告書の添付書類として支出証拠書類等を提出させており、これらの書類により事業内容の確認ができるとしている。残りの7件の補助事業等では、前記 5(2) のとおり、実績報告書の添付書類として支出証拠書類等を提出させておらず、これらの書類を確認していなかった。(表 5-2-2 及び表 5-2-3 参照)

(表5-3-1) 現地調査の実施状況

態様	事業数
現地調査を行っていた補助事業等	2 2
全ての補助事業者等に現地調査を行っていた補助事業等	1 9
一部の補助事業者等のみに現地調査を行っていた補助事業	等 3
現地調査を行っていなかった補助事業等	1 4
合 計	3 6

(表5-3-2) 現地調査における実績の確認方法

確認方法	事業数
補助事業者等の担当者へのヒアリング	2 2
補助事業等の支出関係書類等の確認等	2 1
現場確認(必要に応じ、写真撮影)	1 7
財産等の取得がある場合は、管理台帳及び現物確認	1 1

(複数回答あり)

(4) 現地調査の記録

県が補助事業者等の全部又は一部に対して県が現地調査を行っていた22件の補助事業等について、現地調査の結果を書面で記録しているか調査したところ、表5-4のとおり、16件の補助事業等では現地調査の結果を復命書等の書面で記録していた一方で、6件の補助事業等では現地調査の結果を復命書等の書面で記録していなかった(注6)。

現地調査を行った場合は、どのような内容を確認して目的どおりに 補助事業等が実施されたと判断したのか、その判断根拠として、確認 した内容を客観的に説明できるように、書面で記録する必要がある。

(表5-4) 現地調査の記録の状況

態様	事業数
現地調査の結果を書面(復命書、チェックリスト等)で記録 していた補助事業等	1 6
現地調査の結果を書面で記録していなかった補助事業等	6
合 計	2 2

(注6) 現地調査の際に調査結果を書面で記録していなかった6件の補助 事業等

近鉄と連携した奥大和の魅力発信事業負担金、奈良県大芸術祭実行 委員会負担金、宿泊観光客の増加に向けた冬季誘客イベント展開事 業(奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会負担金)、 しあわせ回廊なら瑠璃絵事業負担金、奈良の鹿保護育成事業実行委 員会事業、人間ドック事業

(5) 実績報告書の審査の際のチェックリスト等の作成状況

県が実績報告書を審査するに当たって、チェックリスト等を作成しているか調査したところ、表5-5のとおり、8件の補助事業等ではチェックリスト等を作成していた一方で、28件の補助事業等ではチェックリスト等を作成していなかった。

実績報告書を適切に審査するためには、現地調査等における確認項目を明確にした上で、チェックリスト等を作成して審査することが望ましい。

(表5-5) 実績報告書の審査の際のチェックリスト等の作成状況

態様	事業数
チェックリスト等を作成していた補助事業等	8
チェックリスト等を作成していなかった補助事業等	2 8
合 計	3 6

6 額の確定

(1)額の確定に係る通知等

前記のとおり、規則第13条では、補助事業等の実績報告を受けた場合、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容等に適合するかどうか調査することとし、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定するものとすると規定されている。

そして、補助事業者等にとっては、額の確定により補助金等を受ける権利が確定する。

そこで、県が額の確定の際、補助事業者等に書面により額の確定を通知しているか調査したところ、表6-1のとおり、32件の補助事業等では書面により額の確定を通知していた一方で、4件の補助事業等では書面により額の確定を通知していなかった(注7)。これら4件の補助事業等では、担当課(室)が口頭や電話等により確定した額を補助事業者等に対して知らせていたとしている。

額の確定について定める規則第13条では、額の確定を補助事業者等に対して書面により通知するものとするとは規定していないが、規則第6条で書面により通知するものとすると規定している補助金等の交付決定と同様、額の確定は補助事業者等の権利義務に関する決定であることから、補助事業者等に対して書面により通知すべきであると認められる。

また、上記のように書面により通知していなかった事例が見受けられたことに鑑み、額の確定を行ったときは書面により通知すべき旨を 規定するよう規則の改正を検討する必要がある(注8)。

(注7) 書面で額の確定通知をしていなかった4件の補助事業等

宿泊観光客の増加に向けた冬季誘客イベント展開事業(奈良県冬 季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会負担金)、健康づくり 推進費補助金、平城宮跡にぎわいづくり実行委員会負担金、文化 財保存事業費補助金

(注8) 規則を所管する課は、財政課である。

(表6-1)額の確定に係る書面による通知の状況

態様	事業数
額の確定を書面により通知していた補助事業等	3 2
額の確定を書面により通知していなかった補助事業等	4
合 計	3 6

(2) 額の確定に要した期間

補助金の額の確定は、県が補助事業等の成果について調査した上で、 補助金等の交付決定の内容どおりに補助事業等が実施されたことを認 め、最終的に権利義務を決定することであり、額の確定がなければ、 県は補助事業等の成果が交付決定の内容に適合すると判断するのか又 は補助事業者等に対して是正を命ずるのか、県及び補助事業者等の双 方にとって不安的な状況が続くことになる。

そこで、県が補助事業者等から実績報告書の提出を受けてから、どのくらい期間が経過した後に額の確定を行っているか調査したところ、表6-2のとおり、額の確定までに6か月以上の期間を要した補助事業等が1件、3か月以上6か月未満の期間を要した補助事業等が1件、1か月以上3か月未満の期間を要した補助事業等が1件、1か月以内(1週間以内を除く)に額の確定を行っていた補助事業等が23件となっていた。1週間以内に額の確定を行っていた補助事業等が23件となっていた。

このうち、額の確定までに3か月以上の期間を要した奈良県基幹公共交通ネットワーク確保事業では、各補助事業ごとの実績報告書の提出日が異なっているが、各補助事業相互に関連性があることから正確な審査のため同時に審査を行い、結果として先に実績報告書の提出を受けた補助事業等の額の確定に日数を要したとしている。また、6か月以上の期間を要した企業活力集積促進補助金では、添付書類の提出の遅延等申請者側の要因により日数を要したとしている。

補助事業等の成果の調査は、もとより慎重に行わなければならないが、可能な限り速やかに行うことが求められる。

(表6-2) 実績報告書の提出から額の確定までに要した期間

態様	事業数
額の確定までに6か月以上の期間を要した補助事業等	1
額の確定までに3か月以上の期間を要した補助事業等(3か月以上6か月未満)	1
額の確定までに1か月以上の期間を要した補助事業等(1か月以上3か月未満)	1
1か月未満に額の確定を行っていた補助事業等(1週間以内 を除く)	1 0
1週間以内に額の確定を行っていた補助事業等	2 3
合 計	3 6

7 県の担当課(室)が補助事業者等である実行委員会等の事務局を兼ね ている場合の審査体制等

規則第4条では交付申請に係る書類等の審査が、規則第13条では実績報告書等の書類の審査がそれぞれ規定されており、担当課(室)には、これらの審査を適切に行うための体制が整っていることが求められる。

そこで、補助金等の担当課(室)が補助事業者等である実行委員会等 (権利能力なき社団)の事務局を兼ねている7件の実行委員会に係る7 件の補助事業等について、県が交付決定又は実績報告書の審査に基づき 額の確定を行う際の実務上の責任者(課長等)を、実行委員会の実務上 の責任者(事務局長等)とは別の者にしているか調査したところ、全て の補助事業等で両責任者を別の者にしていなかった(注9)。

交付決定等の実務上の責任者 (課長等) を含む補助金等の交付事務を 担当する職員を、当該補助金等の交付申請や交付対象事業を行う実行委 員会の事務局長又は事務局員と別の者にしていないことは、利益相反の おそれがあることから補助金等の適切な審査を行うための体制としては 十分といえない面があるので、補助金等の適切な審査を確保するために、 審査体制の見直しを検討すべきである。 (注9) 交付決定等をする際の実務上の責任者を実行委員会の実務上の 責任者と兼務させていて別の者にしていなかった7件の補助事業 等

奈良県消防防災へリコプター運航連絡協議会事業負担金、ムジークフェストなら実行委員会負担金、奈良県大芸術祭実行委員会負担金、宿泊観光客の増加に向けた冬季誘客イベント展開事業(奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会負担金)、交通事業者連携事業実行委員会負担金、奈良の鹿保護育成事業実行委員会事業、平城宮跡にぎわいづくり実行委員会負担金

8 実行委員会等に係る補助金等の精算

普通地方公共団体は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第23 2条の2に基づいて、公益上必要がある場合に金銭その他のものを交付 するなど補助をすることができるとされている。補助金等による補助の 範囲については、補助事業者等の自助努力を前提とし、必要となる不足 額について補助することとしている補助金等が多い。

そして、県では規則第16条第2項で、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとすると規定されている。

監査の対象とした36件の補助事業等のうち、実行委員会等に係る補助事業等は10件となっており、これらの10件の補助事業等について、補助事業等の実施に伴い収入として補助金等以外に協賛金、事業収入等(以下「自己収入」という。)が発生する場合の精算方法を要綱等に規定しているか、補助金等の精算の際に自己収入を補助対象経費から控除しているか調査した。

調査した結果、精算方法等を要綱等に規定していた補助事業等は全くなかった。

また、表8-1-1のとおり、控除する自己収入がなかった4件を除いた6件の補助事業等のうち、1件の補助事業等では自己収入等を補助対象事業費から控除した上で精算していた一方で、5件の補助事業等では自己収入を補助対象事業費から控除せずに精算していた(注10)。

そして、上記の5件の補助事業等のうち、3件の補助事業等の精算方法は、補助対象事業費の財源として、補助金等を優先的に充て、補助金等で賄えない部分について自己収入を充てる方法又は補助金等を優先的に充て、自己収入を繰り越す方法をとっており、自己収入を獲得する実行委員会等の自助努力を前提とする方法とはなっていなかった。

これらの3件の補助事業等では、上記の方法により精算していた理由として、補助金等以外の自己収入を次期繰越金としていること、県からの補助金等は事業予算の一部であり自己収入を控除することは当初から想定していないこと、補助金等の対象事業、負担割合等を定めず補助金等から先行して執行していることを挙げていた。

また、前記5件の補助事業等のうち、2件の補助事業等の精算方法は、 補助対象事業費の財源として、補助金等、自己収入を特に区別すること なく充てて、その結果補助事業費の財源に充てられなかった補助金等の 額を含む収支差額を繰り越す方法となっていた。

これらの2件の補助事業等では、上記の方法により精算していた理由 として、実行委員会が管理する部材に経年劣化等による緊急の修繕の必 要な物品が存在するため、修繕・更新引当金として内部留保させている こと、自己収入が少額であったことを挙げていた。

前記5件の補助事業等を実施した5実行委員会等のうち、4実行委員会等では、収支差額を内部留保して繰越金とした結果、平成28年度から平成29年度への繰越金の額が平成27年度から平成28年度への繰越金の額より増加していた。

しかし、国等の他の補助金等における精算方法をみると、収入として、 補助金等以外に自己収入が発生する補助事業等に対する補助の範囲を、 補助金等の交付目的、補助事業等の性格等に応じて、自己収入を獲得す る補助事業者等の自助努力を前提として、その自助努力では賄えない部 分について補助金等を交付して補助することとする考え方に基づいて、 精算方法を補助対象事業費から自己収入を控除するなどして補助金等の 額を算定する方法としている補助金等が多数見受けられる。

また、県の当該年度の補助金等は、当該年度の補助事業等に要する経費について県が補助事業者等に交付するものであることから、当該年度の補助事業等の補助対象事業費の財源に充てられなかった補助金等について適切に精算する必要があり、また、これを所定の繰越手続を執らないまま翌年度以降に使用することは地方自治法で定められている会計年度独立の原則に反することになる。

したがって、実行委員会等の自助努力を前提とすることの必要性を考慮して、県の補助のあり方、県が補助すべき範囲、実行委員会等の自己収入の取扱いなどについて十分に検討した上で、また、会計年度独立の原則を踏まえた上で、補助金等の額の精算方法を定めて、要綱等に規定することを検討する必要がある。

(注10) 5件の自己収入を補助対象事業費から控除せずに精算していた補助事業等

ムジークフェストなら実行委員会負担金、奈良県大芸術祭実行委員会 負担金、宿泊観光客の増加に向けた冬季誘客イベント展開事業(奈良 県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会負担金)、しあわせ 回廊なら瑠璃絵事業負担金、奈良の鹿保護育成事業実行委員会事業

(表8-1-1) 補助金等の精算方法

態様	事業数
補助対象事業費から控除する自己収入がなかった補助事業等	4
自己収入を補助対象事業費から控除した上で精算していた補助事業等	1
自己収入を補助対象事業費から控除せずに精算していた補助 事業等	5
合 計	1 0

(表8-1-2) 平成28年度から平成29年度への繰越金の額が平成27年度から平成28年度への繰越金の額より増加していた実行委員会等及び繰越金の増加額

実行委員会等の名称	繰越金の増加額
ムジークフェストなら実行委員会	5, 902, 197円
奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会	2, 983, 579円
奈良の鹿保護育成事業実行委員会	70,873円
なら瑠璃絵実行委員会	718, 288円

補助対象事業費の財源として補助金等を優先的に充てるなどする精算方法をとっていた補助事業等の事例を示すと、次のとおりである。

【事例3】

ムジークフェストなら実行委員会負担金は、文化振興課が事務局を務めているムジークフェストなら実行委員会が実施する音楽祭ムジークフェストならに要する経費に対して負担金を支出するものである。

同実行委員会では平成28年度の奈良県ムジークフェストならの実施に伴い、収入として、県の負担金以外に協賛金12,474,000円、事業収入11,048,649円等の自己収入が発生していた。

同実行委員会は、県の負担金の精算に当たって、補助対象事業費165,62 0,949円の財源として、交付を受けていた県の負担金148,000,000円を優先して充て、県の負担金では賄えない17,620,949円について、自己収入を充てる精算方法をとっていた。そして、収支差額9,945,059円を次年度への繰越金としていた。

また、補助事業等の担当課でもある文化振興課は、県の負担割合等について要綱に規定していなかった。そして、同実行委員会から上記の精算方法により算定された補助金等の額が記載された実績報告書の提出を受けて、実績報告書に記載されたとおりの補助金等の額で、額の確定を行っていた。

9 補助事業等の目標等

(1)補助事業等の目標

補助金等は、前記のとおり、地方自治法第232条の2の規定により公益上必要がある場合に支出されるものであるため、補助金等の交付の目的が達成され、効果を上げることが重要である。

また、規則第12条では、実績報告書に補助事業等の成果を記載するよう規定されている。

そこで、補助事業等の実施による直接的な成果又は事業実施量について、県が目標を設定しているか調査したところ、表9-1のとおり、19件の補助事業等で定量的な目標を設定していたり、5件の補助事業等で数値以外の目標を設定したりしていた一方で、12件の補助事業等では目標を設定していなかった。

これらの12件の補助事業等では、目標を設定していなかった理由 として、啓発活動を目的とした事業であること、経済動向の変化等の 外的要因で企業の経営状況が変化することなどを挙げていた。

補助事業の実施による直接的な成果又は事業実施量を設定することは、補助事業等のPDCAサイクル(計画、実行、評価、改善の循環過程)を十分に機能させることの前提となるため、補助事業等について評価を行って効果的な補助事業の執行に結びつけていくために、目標を設定することが望ましい。

(表9-1) 補助事業等の目標の設定の状況

	態様	事業数
E	目標を設定していた補助事業等	2 4
	定量的な目標を設定していた補助事業等	1 9
	数値以外の目標を設定していた補助事業等	5
ļ	目標を設定していなかった補助事業等	1 2
	合 計	3 6

(2) 補助事業等の目標の達成等

直接的な成果又は事業実施量に係る定量的な目標又は数値以外の目標を設定していた前記の24件の補助事業等について、県が目標を達成したと判定しているものはどれくらいあるか、また、目標を達成していないと判定した場合、補助事業者等の選定方法、補助事業等の要件、予算額等の見直しをしているか調査したところ、表9-2のとおり、18件の補助事業等では目標を達成していると判定していた一方で、6件の補助事業等では目標を達成していないと判定していた。

そして、目標を達成していないと判定していた6件の補助事業等のうち、4件の補助事業等では上記のような見直しをしていた。一方、2件の補助事業等では、上記のような見直しをしておらず、その理由として、天候不順による集客変動によるものであること、各校の県内就業率の達成状況で補助額の加減を行うことにより対応していることなどを挙げていた。

(表9-2) 補助事業等の目標の達成状況

態様	事業数
目標を達成したと判定していた補助事業等	1 8
目標を達成していないと判定していた補助事業等	6
補助事業等の見直しをしていた補助事業等	4
補助事業等の見直しをしていなかった補助事業等	2
合 計	2 4

(3) 効果測定指標の設定及び効果検証の実施の状況

補助事業等についてPDCAサイクルを十分に機能させるには、補助事業等の効果(補助事業等の実施により発生する政策的な効果。例えば、女性の就業支援であれば、女性の就業率の上昇等。)について適切に評価を行うことが重要である。

そこで、県は補助事業等の効果を測定する指標(以下「効果測定指標」という。)を定めているか、補助事業等の効果検証を行っているか調査したところ、表9-3のとおり、23件の補助事業等では効果測定指標を設定していた一方で、13件の補助事業等では効果測定指標を設定していなかった。これらの13件の補助事業等のうち、2件の補助事業等では事業実施と効果との相当な因果関係を確認して効果検証を行ったり、7件の補助事業等では相当な因果関係までは確認していないものの効果検証を行っていたりしていた。一方、4件の補助事業等で効果検証を行っておらず、その理由として、文化財を修理するための事業であること、健康づくり全般の啓発活動を目的とした事業等であって効果検証が困難であることなどを挙げていた。

個々の補助事業等の性質等により、効果測定指標の設定や効果検証が難しいものがあると考えられるが、補助事業等についてPDCAサイクルを十分に機能させるために、可能な限り、効果測定指標を設定し、効果検証を行うことが望ましい。

(表9-3) 効果測定指標の設定状況及び効果検証の実施状況

態様	事業数
効果測定指標を設定していた補助事業等	2 3
相当な因果関係を確認し、効果検証を行っていた補助事業	等 5
相当な因果関係までは確認していないが、効果検証を行っいた補助事業等	て 18
効果測定指標を設定していなかった補助事業等	
相当な因果関係を確認し、効果検証を行っていた補助事業	等 2
相当な因果関係までは確認していないものの、効果検証を っていた補助事業等	行 7
効果検証を行っていなかった補助事業等	4
合 計	

効果測定指標を設定し、効果検証を行っていた補助事業等の参考事例を示すと、次のとおりである。

【参考事例2】

産業振興総合センターの高付加価値獲得支援補助事業は、マーケットニーズを踏まえた新技術の開発等により、高付加価値化を図ろうとする新たな取組に対して補助金を支出している。

同事業では、5件の取組の実施を目標とし、補助事業等により試作開発 を行った製品の商品化数及び販路拡大数を効果測定指標として設定して、 補助事業者等からヒアリング等を行って、効果検証を行っている。

10 補助金等により補助事業者等が取得した財産等の取扱い

規則第20条では、補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は 効用の増加した財産を知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的 に反し使用等をしてはならないと規定されている。補助金等により取得 した財産が補助事業等終了後も引き続き補助金等の交付の目的どおりに 使用されなければ、補助金等の交付の目的は完全には達成されないこと から、目的の完全な達成を図る見地から設けられた規定である。

そこで、補助金等に、補助対象として財産又は備品(以下「財産等」という。)(注11)の取得のための経費が含まれている場合、補助事業者等が取得した財産等の管理、処分等(以下「管理等」という。)に係る取扱いを県が要綱等に規定しているか調査したところ、表10-1のとおり、財産等の取得のための経費を補助対象に含んでいなかった12件の補助事業等を除く24件の補助事業等のうち、13件の補助事業等では補助事業者等が取得した財産等の管理等を要綱等に規定していた。一方11件の補助事業等では補助事業者等が取得した財産等の管理等を要綱等に規定しておらず、その理由として、補助事業者等が財産管理等の取扱いを定めていること、財産等を取得した事例がないこと、財産等を取得したときは適切に管理するようその都度県が補助事業者等を指導していることなどを挙げていた。

(表10-1) 財産等の管理等に係る要綱等の規定の状況

態様	事業数		
財産等の取得のための経費を補助対象に含んでいなかった補 助事業等			
財産等の取得のための経費を補助対象に含んでいた補助事業 24 等			
補助事業者等が取得した財産等の管理等を要綱等に規定いた補助事業等	13		
補助事業者等が要綱等に取得した財産等の管理等を要綱 規定していなかった補助事業等	等に 11		
<u></u> 合 計			

(注11)「財産」とは規則第20条に規定するもの、「備品」とは取得価格が10万円以上で1年以上の使用又は保存が可能なもの。

平成29監査年度 行政監査

■監査の対象とした補助事業等

	■監査の対象とした補助	手未守	
	部局等	課(室)等	補助事業等の名称
1	総務部知事公室	消防救急課	奈良県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会事業負担金
2	地域振興部	奧大和移住•交流推進室	近鉄と連携した奥大和の魅力発信事業負担金
3	地域振興部	エネルギー政策課	事業所省エネ推進事業
4	地域振興部	文化振興課	ムジークフェストなら実行委員会負担金
5	地域振興部	国民文化祭·障害者芸術文化祭課	奈良県大芸術祭実行委員会負担金
6	地域振興部	文化資源活用課	公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター補助金
7	地域振興部	教育振興課	奈良県私学退職金資金社団補助金
8	地域振興部観光局	ならの観光力向上課	宿泊観光客の増加に向けた冬季誘客イベント展開事業(奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会負担金)
9	地域振興部観光局	観光プロモーション課	うまし奈良めぐり実行委員会事業負担金(奈良うまし冬めぐり推進事業
0	地域振興部観光局	観光プロモーション課	交通事業者連携事業実行委員会負担金
11	健康福祉部	長寿社会課	介護人材確保対策推進補助事業
12	健康福祉部	保険指導課	奈良県福祉医療制度推進費補助金
13	健康福祉部	健康づくり推進課	健康づくり推進費補助金
14	医療政策部	地域医療連携課	糖尿病学講座運営費補助金
15	医療政策部	医師・看護師確保対策室	看護師等養成所運営費補助事業
16	医療政策部	病院マネジメント課	中期目標達成促進補助金
17	医療政策部	保健予防課	自殺対策強化事業補助金
18	くらし創造部	スポーツ振興課	トップアスリート育成支援事業補助金
19	くらし創造部	人権施策課	公益財団法人奈良県人権センター運営費補助金
20	くらし創造部景観・環境局	廃棄物対策課	奈良県産業廃棄物排出抑制等事業費補助金
21	産業·雇用振興部	地域産業課	商工会等補助事業
22	産業·雇用振興部	産業政策課	地域産業振興センター補助事業
23	産業·雇用振興部	産業振興総合センター	高付加価値獲得支援補助事業
24	産業·雇用振興部	企業立地推進課	企業活力集積促進補助金
25	農林部	マーケティング課	奈良フードフェスティバル開催事業
26	農林部	農業水産振興課	鳥獣被害防止整備事業
27	農林部	畜産課	公益財団法人奈良県食肉公社運営事業
28	農林部	担い手・農地マネジメント課	農業人材活用事業補助金
29	農林部	林業振興課	林業機械レンタル事業補助金
30	農林部	奈良の木ブランド課	奈良県緑の産業再生プロジェクト事業(木材産業)
31	県土マネジメント部	地域交通課	奈良県基幹公共交通ネットワーク確保事業
32	県土マネジメント部まちづくり推進局	奈良公園室	しあわせ回廊なら瑠璃絵事業負担金
33	県土マネジメント部まちづくり推進局	奈良公園室	奈良の鹿保護育成事業実行委員会事業
34	県土マネジメント部まちづくり推進局	平城宮跡事業推進室	平城宮跡にぎわいづくり実行委員会負担金
35	教育委員会	福利課	人間ドック事業
36	教育委員会	文化財保存課	文化財保存事業費補助金
ı		1	1